令和７年第１０回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和７年１０月１０日、１４時００分に朝倉地域生涯学習センター会議室１において、第１０回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１７名】

１番　井上　ながえ	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦（欠席）	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森　靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員９名】

２１番　高良　悟	２３番　田邊　由紀嗣	２４番　井上美津子（欠席）
２６番　安陪　廣	２７番　松岡　光夫	３０番　小林　繁隆
３３番　熊谷　明美	３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美
３７番　森　　順仁	３８番　矢野　一彦（議案第５号以降退席）	

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地法第３条の規定による許可の取消願について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地法第４条の規定による許可申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第　７号　　農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に対する意見について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長	中　村　敬一郎
事務吏員	渡　辺　　晃
事務吏員	川　波　貴　敬
事務吏員	岩　切　範　宏

７．本会議に出席した他課の職員

農農業振興課　農地管理係　森　田　誠　市

（　　開会　　１４時０３分　　）

８．議　　事

議　長　　ただ今より、令和７年第１０回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１７名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１０名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１４番山内委員、１５番田中委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明
５ページまで２９件ございます。以上、報告いたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から２９番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
６ページをお開きください。
報告第２号「農地法第３条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。
報告番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、報告番号１番を終わります。以上で報告第２号を終わります。
７ページをお開きください。
次に議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

農業振興課　（森田）詳細について説明
利用権設定面積は、２９３，０７３㎡で、１０年間及び５年間の貸し借りが多い状況です。
説明は以上です。

議　長　　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
９ページをお開きください。
次に議案第２号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
１０ページをお開きください。
次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の１８番林委員、３３番熊谷委員を指名いたします。
次に、審議番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号２番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号２番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。
次に、審議番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号３番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号３番について、担当地区委員の１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
次に、審議番号４番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号４番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号４番について、担当地区委員の１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
１１ページをお開きください。次に、審議番号５番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号５番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号５番について、担当地区委員の１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
次に、審議番号６番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号６番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号６番について、担当地区委員の２番師岡委員、３８番矢野委員を指名いたします。
次に、審議番号７番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号７番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号７番について、担当地区委員の１４番山内委員、２９番小島委員、３０番小林委員を指名いたします。
次に、審議番号８番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号８番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号８番について、担当地区委員の１１番江藤委員、２３番田邊委員を指名いたします。
次に、審議番号９番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号９番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号９番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
１２ページをお開きください。次に、審議番号１０番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）審議番号１０番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１０番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
次に、審議番号１１番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（岩切）審議番号１１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議　長　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１１番について、担当地区委員の１９番樋口委員、３４番篠原委員を指名いたします。
審議番号１番から１１番を一括とし、質問や意見はありませんか。
７番挙手

議　長　７番大隅委員

７番　（大隅委員）斡旋で買われる方がしっかり農地の管理を行われる方かどうかを審査できないのか。管理状態が悪く、草などが道路にはみ出し、車に傷が入ったということで苦情があっている。

事務局　（岩切）この件については、事務局も承知している。ただ、事前に調べておいてくれと言われてもその方を信用するしかない状態である。事務局としても協力はしていきたい。

７番　（大隅委員）わかりました。

議　長　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番から１１番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
１３ページをお開きください。
次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明
ご審議方よろしくお願いします。

議　長　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１６番内田委員。
１６番挙手

議　長　１６番内田委員。

１６番　（内田委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。譲渡人は高齢であり規模縮小です。譲受人は規模拡大です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に審議番号２番について担当委員の説明を求めます。１６番内田委員。
１６番挙手

議　長　１６番内田委員。

１６番　（内田委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・については、議案書記載のとおりです。契約は、遺贈、遺言書によるものです。譲受人は遺言書に基

づき遺贈されるもので、祖母より孫へ遺贈されるものです。譲渡人においても遺言書を書かれ遺贈するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手

議　長　　４番信國委員。

４番　　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。これは報告第２号でありましたように売買で契約していたものを贈与での契約に変更するものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

３５番　　（平井委員）ありません。

議　長　　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
１４ページをお開きください。
次に、審議番号４番について担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手

議　長　　１４番山内委員。

１４番　　（山内委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人のお二人はご夫婦で高齢のため規模縮小です。譲受人は植木の生産や造園をしてあり、規模拡大していきたいということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２９番　　（小島委員）ありません。

議　長　　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次に、審議番号５番について担当委員の説明を求めます。８番田子森委員。
８番挙手

議　長　　８番田子森委員。

８番　　（田子森委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、施設に入所してあり管理する人もいないため離農するそうです。譲受人は、相手方の要望により野菜を作っていくそうです。農地法第

３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。

議　長　　審議番号５番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。

次の審議番号６番と７番は、私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代します。

副会長　　議長を交代しました。

次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手

副会長　　１９番樋口委員。

１９番　　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は規模拡大。譲渡人は農業をしていないためです。この農地は、譲受人の家の隣にある農地でイチゴの高所栽培をするそうです。また、新規就農で研修を受けられたそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　　担当委員の説明は終わりました。

審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

副会長　　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。

１５ページをお開きください。

次に、審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。

１９番挙手

副会長　　１９番樋口委員。

１９番　　（樋口委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は譲受人の母にあたります。当時農地を買おうとした際に下限面積の要件があったため、母親の名義で農地を買われたそうです。今回、下限面積がないことから、贈与で取得し野菜を作るそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

副会長　　担当委員の説明は終わりました。

審議番号７番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副会長　　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

副会長　　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。

議長を樋口会長と交代します。

議　長　　議長を交代しました。

次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。

１１番挙手

議　長　　１１番江藤委員。

１１番　　（江藤委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は譲渡人が遠方に住んでいるため、長年申請土

地を管理していますが、今回譲受人に規模拡大の意向があり、今後のことも考え契約に至ったものです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　　（田邊委員）ありません。
審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時５０分まで休憩します。

１４時３８分休憩
１４時５０分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１６ページをお開きください。
議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（川波）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。
６番挙手

議　長　　６番大坪委員。

６番　　（大坪委員）審議番号１番について説明します。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用の理由は、現在借家住まいで手狭となったため住宅を建築するが、他の独身親族も同居するため２世帯住宅で建築するものです。転用の目的は、自己用住宅です。参考事項として、第一種住居地域、居宅１棟、駐車場４台、農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。雨水は側溝に、汚水は下水管に流すそうです。都市計画用途区域内の第３種農地です。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１７ページをお開きください。次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議　長　　事務局。

事務局　　（川波）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１６番

内田委員。
１６番挙手
議　長　１６番内田委員。
１６番　（内田委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の理由は、近隣で古美術店を営んでいるが、観光客などの来客用駐車場がないため、駐車場を整備するものです。農地法の運用については、その他の農地に該当します。始末書が添付されています。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
３７番　（森委員）ありません。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
議　長　雨水等はどうなっていますか。
１６番　（内田委員）雨水は川がそばにあるのでそこに流れます。
議　長　分かりました。ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。１２番水上委員。
１２番挙手
議　長　１２番水上委員。
１２番　（水上委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の理由は蓄電池設備を整備するものです。転用の目的は、蓄電池設備を設置し収入を得るものです。設置をするのは、受変電設備が１台、蓄電池が４台、パワーコンディショナーが２０台です。無人の施設になるので周りからの進入を防ぐため金網柵を設置し施錠するそうです。特に地上げはしないのですが、高低差をなくす程度の地上げはあるかもしれないそうです。無人ですので汚水はありません。雨水は自然流下です。行政書士が説明に来られてからの時間が短く、安全性等についての問題を含めて、区には十分な説明ができていないそうです。区長と各水利からの承諾はまだ得られていないそうです。今はまだ賛成はしていませんが、区が反対している状態なので、譲渡人に売らないでほしいということを伝えてあるそうです。農地法の運用はその他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
１６番挙手
議　長　１６番内田委員。
１６番　（内田委員）当該区には区長さんが２名いると思いますが、区の方が皆さん寄って話し合って反対なのですか。
１２番挙手
議　長　１２番水上委員。
１２番　（水上委員）そこまでなくて、最初の段階で歴代の区会長さん方が集まって、その中で話があって全員一致で反対されたと聞いています。
１６番挙手
議　長　１６番内田委員。
１６番　（内田委員）反対の理由は何ですか。
１２番挙手

議　長　　１２番水上委員。
１２番　　（水上委員）会社の方からも安全性の問題も十分説明があっていない状態で期間も短く何もできていない状態なのでちゃんと話が進んでいない状況です。
１６番　　（内田委員）毎日通っていますが、安全性は十分あると思います。なぜ反対されるのかが分かりません。
１５番　　（田中委員）反対なら出さない方がいいのではないか。地元の意見も大事では。
７番　　（大隅委員）農業委員が賛成したなら、地元区は何も言えないじゃないかとならないか。
議　長　　反対なら反対の理由が何かということがはっきりしないといけません。
７番　　（大隅委員）そこは安全性の説明が無いということでしょう。それを説明できれば確認して賛成できるということでしょう。
１０番　　（森高委員）こういう話は、地元の協議が終わってあげるべき。どこでも地元との話はある。地元を説得してあげるべきである。
議　長　　地元の許可は、今は説明すればいいんですよ。
１０番　　（森高委員）オッケーをもらえばでしょう。
議　長　　いや、オッケーをもらわなくてもよい。例えば、ここに家を建てるということで報告をするだけで許可を取る必要はありません。
１０番　　（森高委員）業務でしょう。商売をする中では、やはり色々反対が出てきますから、水の問題やら爆発したらどうするかなど。
事務局　　（中村局長）地元の反対の理由を聞いてみたのですが、騒音、振動、安全性とは言われますが、そこは企業と地元説明会をやられたらどうですかと区会長には言っています。それを地元が受けているのか、止めているのか、どうなっているのかは分かりませんが、農業委員会の許可・不許可の要件の中には、法定の中でそういうものはありません。ただ、県もそういう話があるのなら、それは話し合いがあった方が良いし、地元も納得された方が良いという程度であります。
この許可・不許可とは別というか、必ずないといけないというものではないです。ただ、県も心配をしており、補正指示というものを何点か聞いている状況です。
正式に取下げという書類も出ていませんので、現在出されている申請内容で許可・不許可相当の審査をしていくことになります。
１０番　　（森高委員）最終的には、県が判断していくことになるということですか。
事務局　　（中村局長）そうです。
１５番　　（田中委員）地元が反対しているのであれば、それに賛成はできそうにないですね。
事務局　　（中村局長）不許可とする場合は、立地基準と一般基準のどの要件に該当するのかという点を明確な理由としてあげなければなりません。地元の反対があっているからというものは法定要件の中にない部分です。それを理由にすると、要件に入っていないものを理由として不許可とすると企業側から何をもって不許可となったのですかということになり、訴えられるということもあるかもしれません。気持ちは分かりますので、法定要件にはないのですが、地元説明会等で話をされてはどうですかということは言っていますし、県も地元との話はどうなっていますかと追加で質問されている状況です。まだ回答はあっていませんが、その辺を含めて県が今後判断していくのかなという気がしています。現段階では市町村段階で不許可にするのは厳しいのかなという気がしています。これは、もう農業委員さん方が許可・不許可の判断をすることになります。
１１番　　（江藤委員）そのような不安材料がある場合、継続審議とかはできないのですか。
事務局　　（中村局長）継続審議も相当の理由がないとなかなかできない。
１１番　　（江藤委員）揉めているからという理由ではだめなのですか。不安があるからという理由ではだめなのですか。

議　長　　不安というのは、機械に対する不安ということですか。
１１番　　（江藤委員）それもですが、住民に対する不安です。同意が得られるかという不安です。
地元から農業委員に対しての風当たりが強くなるということも考えられますから。
副会長　　朝倉市の判断は諮問であって、決定は県が出します。
１１番　　（江藤委員）それは分かりますが、農業委員への風当たりはかなり強くなる。
議　長　　今回の件が危険なものかどうかは分からないが、過去に許可出したものもありますが、それもだめだったということになってしまう。施設が危ないということであれば、今から出てくるのもだめだということになる。
１１番　　（江藤委員）内容が分からないからですね。
議　長　　内容が分からないなら、理由にならないですよね。
１５番　　（田中委員）山田の蓄電池施設の場合は、ちゃんと説明がありました。柵を作るなどの説明。
議　長　　山田の場合は、柵を設けているので許可、でも今回はだめとはならない。
１０番　　（森高委員）地元との協議をしてくださいというような要件を付けることはできないのか。
事務局　　（中村局長）意見を付すことはできます。
地元からの反対理由もよくわからない部分もあります。安全性や振動、騒音ということであれば、住民説明会や企業から話を聞けばよいと思うのですが。
全体的に勘違いされていることがあって、農業委員会が転用許可を出すことは、全ての許可を出すと思われているようです。それぞれの要件によって、消防法や建築基準法や様々な法律に基づく許認可が行われるのですが、すべて農業委員会のせいだと言われることがある。
１６番　　（内田委員）よそからは入れないということでしょうね。ただ、本集落からは離れています。
議　長　　ある方のハウスが変なふうになっていることが原因でこの区はそうなっている。
３番　　（星野委員）それは正当な理由にはならないでしょうね。
議　長　　地元に説明があっていなければ、地元に説明してくださいというだけでしょうね。業者としては、なぜ地元が反対しているのかが分からないくらいでしょうね。
ひとつは、売る人も可哀そうです。何回出しても地元の反対で売れないから。
１２番　　（水上委員）私には地主さんに売らないでくれとか色々言ってくださいと言われます。個人的に言ってくださいとも言われます。そういうことを言う立場ではないですと言っている。
農業委員会で説明するための情報は欲しいけど、こうしてください、ああしてくださいという指示をする立場ではありませんと言っている。
地主さんは、何回も売りたい気持ちをつぶされている。これが先々続いていくのかと思うと可哀そう。ただ、地元に迷惑をかけたくないという気持ちももってあります。
３番　　（星野委員）反対の理由がはっきりしていないなら仕方ないですね。
事務局　　（中村局長）反対の理由は、安全性と振動と騒音ということは言ってあります。
議　長　　反対の理由が農地法の中のはっきりした理由であれば分かります。
３番　　（星野委員）そうじゃないのであれば、ここでは受け入れることはできないでしょう。
事務局　　（中村局長）騒音、振動、安全性という言い方はされてあります。ただ、騒音が何デシベルだとか農業委員会の中で技術的なことを審議や判断することはできません。
７番　　（大隅委員）ここで皆が手を挙げなければ１ヶ月伸びるということではないのですか。
議　長　　あくまで市は諮問なので、あとは県が判断します。
１５番　　（田中委員）条件付きで許可しますとはできないのか。
７番　　（大隅委員）条件付きとしたら、はいと言って何もしないところがいっぱいある。
農業委員は困るのではないか。農業委員に売らないように言ってくださいというのは。
事務局　　（中村局長）それは区からの意見であって、売主の方は土地売買契約を結んでいます。それを取り下げる場合、その取り下げをしようという動きをしてあったのですが、売買契約書の中身をよく見られた方がいいのではないですかと伝えました。今から取り下げを行う場合、

違約金や損害賠償請求などが発生する恐れもありますよという話をしています。実際、弁護士相談等に相談をされている最中です。例えば業者さんが蓄電池を設置する準備を始めている。それが伸びたら何で不許可なのか明確な理由がないとそれによって損害を被ったということもあり得ます。いろいろ内部でも検討していますが、表面上何ら取り下げも出ていない。今は、両者合意の下で申請書が出てきている状態。ただ、その裏側で動きがあっているが正式な書類が出ているわけではない。法律相談の結果、違約金や損害賠償を考えるとそのまま契約を続行した方が良いという結果になるかもしれない。これは区や売主が今後どのように動くのか分からない状態である。

地元の反対は、法定要件ではないが、整理ができればより良いというものです。

１６番　（内田委員）通常であれば許可ですかね。

７番　（大隅委員）結局、地元の人が反対しているからこういうことになっているのでしょう。

議　長　反対の理由がはっきりしないではないですか。

７番　（大隅委員）区の人が反対と言っているのでしょう。

議　長　その反対の理由を言ってもらわないといけないでしょう。不許可であれば不許可の理由をはっきり示さないといけない。

３番　（星野委員）区の人が譲渡人や譲受人に話をするということはないのですか。

議　長　譲渡人には話しているのではないですか。

３番　（星野委員）区の人が譲受人に話を聞きに行けばいいのではないですか。聞くことはできないのですか。

事務局　（中村局長）できます。事業者が地元説明会で安全性や騒音、振動などの住民が不安に思っていることを説明することは当然できます。また、地元と協定書を結ぶなど例えば事故があった場合はどのような対処をされるのかなどを地元が聞いて、事業者がどのような対応を行うなどを話せばよい。ほかの地区でもそのようなことをやっているところはあります。

３番　（星野委員）ただ単に入れたくないということで反対しているのであれば、それくらいのことはするべきではないかと思います。農業委員に責任を押し付けるのではなく、地元の方がもっと積極的に話をしないといけないと思います。理由があれば別ですけどね。

事務局　（中村局長）両方考えないといけないと思っています。区は反対している。売主はそこに持っている資産（農地）を売りたいだけ、遠くに住んであるから処分したいだけ。買主が見つかっては反対にあい、見つかっては反対され、売主は売れなければ、農地の草刈りなどの管理も必要で大変だと思います。ただこれは、地元と売主の話ではあるのですが。

議　長　それでは、説明会を開いてくださいという要望書を出していくことが良いのではないか。

このままではいけないでしょうから、決をとりましょうか。

ほかに意見はなさそうですので、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

議　長　賛成１２、反対４、賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。

次に、審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。６番大坪委員。

６番挙手

議　長　６番大坪委員。

６番　（大坪委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用目的は、宅地分譲２区画です。雨水は、入口の方に側溝を作ってそこに流すそうです。汚水は、下水道が通っているのでそこに流すそうです。周囲は住宅が建っているので問題はないと思います。第一種住居地域であり、農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分は、都市計画用途区域内で第３種農地です。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　　４番信國委員。
４番　　（信國委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は、会社の駐車場が不足しているため、貸露天駐車場として整備するものです。雨水は、自然浸透です。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　　（高良委員）ありません。
議　長　　審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
１８ページをお開きください。次に、審議番号５番と６番は、申請人について農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、７番大隅委員が関係しますので、審議が終わるまで７番大隅委員は退室をお願いします。
（　７番　大隅委員　退室　）
議　長　　次に審議番号５番について、担当推進委員の説明を求めます。２７番松岡委員。
２７番挙手
議　長　　２７番松岡委員。
２７番　　（松岡委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、住宅への出入りがしやすいように国道側に進入路を整備するものです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。用途区分は農用地区域外です。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当推進委員の説明は終わりました。審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
１６番挙手
議　長　　１６番内田委員。
１６番　　（内田委員）始末書添付とありますが、これはどういうことですか。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（川波）アスファルト敷きになっています。
議　長　　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
次に、審議番号６番について、担当推進委員の説明を求めます。２７番松岡委員。
２７番挙手
議　長　　２７番松岡委員。

２７番　（松岡委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び理由は、自己用住宅を建築するもので祖母の土地を借りて住宅を建築するものです。上下水道は近くにあり問題ありません。雨水は横の側溝に流すそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。用途区分は農用地区域外です。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当推進委員の説明は終わりました。審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。

審議が終わりましたので、７番大隅委員の入室をお願いします。

（　７番　大隅委員　入室　）

次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。

１４番挙手

議　長　１４番山内委員。

１４番　（山内委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天駐車場で敷地拡張。転用の理由は、既存の敷地に事務所を建築したことにより、駐車場が不足したため敷地を拡張するものです。既存の敷地は、１８２１．０１㎡で従業員の車１１台となっています。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。第１種農地で農用地区域外です。被害防除として、隣接農地に対してコンクリートブロックを設置しているので土砂の流出はないと思われます。雨水排水は、敷地横の排水路に流すそうです。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号７番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は承認といたします。

１９ページをお開きください。

次に審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。

１４番挙手

議　長　１４番山内委員。

１４番　（山内委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、進入路、露天資材置場及び露天駐車場の一時転用です。転用の理由は、隣接地に蓄電池を建設するため、資材搬入路、資材置場及び駐車場を整備するものです。一時転用期間は、令和７年１１月１日から令和８年７月３１日までです。また、バラスで地上げしてありますので始末書添付となっています。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の一時転用に該当します。農地の区分は、第１種農地で農用地区域外です。雨水は自然排水です。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２９番　（小島委員）ありません。

議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号８番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は承認といたします。

次に審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１４番山内委員。
１４番挙手
議　長　１４番山内委員。
１４番　（山内委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の理由は、蓄電設備の一体開発です。転用の理由は、再生可能エネルギーの導入拡大と電力系統の安定化のため、蓄電池設備を整備し、収入を得るものです。参考として、キュービクル１台、蓄電池４基で大きさが横２ｍ、高さ３ｍ、長さが６ｍです。充電するときにエアコンの室外機と同様に若干音がするそうです。そのため防音壁を設置し、周辺への音を抑えるそうです。一体開発する宅地が５０１．４６㎡。畑を地上げしてあったので始末書添付となっています。農地の区分は、第１種農地で農用地区域外です。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の一体開発に該当します。雨水は排水路に流すそうです。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２９番　（小島委員）ありません。
議　長　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号９番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号９番は承認といたします。
次に審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手
議　長　１０番森高委員。
１０番　（森高委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場で自身が代表を務める会社の資材置場が狭いため、駐車場及び資材置場を整備して貸すものです。参考として、既存敷地が４７３．０１㎡で車両３台と玉石や砕石等を置くことで運用したいそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地で集落接続に該当します。農用地区域外で第１種農地です。雨水は自然排水です。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３６番　（石井委員）ありません。
議　長　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１０番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１０番は承認といたします。
２０ページをお開きください。次に議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画の変更に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（川波）議案書朗読をもって説明。
地域計画の変更内容において、除外による区域の変更と編入による区域の変更があります。このことによって、各地域の地域計画の面積に変更が生じるものです。地域計画の色が薄くなっている部分が除外や編入によって面積が変更となっている箇所になります。
議　長　事務局の説明は終わりました。

本件について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、議案第７号は承認とし、市長へ通知いたしま。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１６時０６分　）